

の寒きにも、をのれはつゝりたる衣まとへど、兄には綿の入たる物をきせ、夜の衾まで調へてあたへ、雨の夜雪の朝には焚火をし、はる、日は日あたりに伴ひ、夏のあつきには木蔭におひゆき、夜は蚊屋り火して眠もやらす付居りしを、村の者も聞てあはれがり、蚊帳をもをくりしとぞ、祝ひ日又は齋非時にまねかれ行ても、主のもてなせし物は、はじめよりのけ置て家土産とせり、兄につかへて心をつくせし事、領主に聞えしかば、天明七年に米と錢とをあたへて、その行を賞しけり、かくてのちも介抱をこたらざれば、又も寛政三年に鳥目をとらせ、兄弟の者に月ごとに麥をあたへしとなん、

〔雲室隨筆〕石七藏といふ人あり、後章三郎と改名、亨字子亨、後又名を永貞と改、此人幼少より、予○雲室と友たり、○中略 子亨、異母の兄二人あり、父は本官人にてやありけん、二人の子は、與力を勤たり

といふ、然に此二人、性質無頼にて、予が心易せし時分は、二人共與力の家を滅せし也、又其家名を他へ賣讓し也、日夜博奕のみ事とし、不善せざる事なしと云、一人は歌舞妓芝居のものとなり、放埒かぎりなかりき、子亨は幼少より書を讀事を好みて出精せり、予も常に厚く交れり、扱此人の孝順なる事、感ずるに堪たり、一人の無頼の兄佐太郎といひしが、悪行増長して、其上瘡毒を疾む、寄所なき儘、父のもとへ來り、段々病氣重り、腰もた、ず、目も盲せんとす、子亨此者に事て、一も意にそむく事なく、二便の不淨迄も取りて、父母に事と、更にかはる事なし、段々病氣重り、其翌年に死せり、子亨心を盡し厚葬けり、其後父も逝けり、子亨書籍文具をことごとく齧て、心を盡し葬れり、其後は母に事て、少年に素讀を指南し、其日を送りける、○中略 又其節一人の無頼の兄喜八と云し、段々放埒不善博奕打はたし、時々困窮の子亨方へ、無心ねだりに來けり、子亨なき中より、心一はいに何度も物を遣りけり、其後此無頼瘡毒にて、目も盲、腰もぬけて、子亨の方へ來けり、子亨引取介保せし事、二年程なりしが、其中一つも其無頼の意に違ふ事なく、二便の不淨まで取て、父に